

社会福祉法人東埼玉理事等の報酬及び費用弁償に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人東埼玉の理事及び監事及び評議員（以下「理事等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び費用弁償の額)

第2条 理事等の報酬の額は、勤務した日1日につき6,000円とする。ただし、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町（以下「5市1町」という。）の長若しくは職員又は中川の郷療育センターの施設長である理事等については、無償とする。

(1) 報酬の額 勤務した日1日につき6,000円

(2) 費用弁償の額 理事会に出席し、用務のため旅行し、又は業務に従事した日1日につき2,200円及び鉄道その他の交通機関を利用したときは、その実費

2 理事及び監事の報酬は、各年度の総額がそれぞれ1,000,000円を超えない範囲とする。

(費用弁償の額)

第3条 理事等の費用弁償の額は、次のとおりとする。ただし、5市1町の長若しくは職員又は中川の郷療育センターの施設長である理事等については、第1号の費用弁償は無償とする。

(1) 会議等への出席 1日につき2,200円、ただし鉄道その他の交通機関を利用したことにより2,200円を上回る交通費が発生した場合はその実費

(2) 用務のための旅行又は業務に従事 社会福祉法人東埼玉旅費規程に準ずる鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料

(支給方法)

第4条 前2条の報酬及び費用弁償は、理事等に支給すべき事由が発生したとき、その都度支給する。

附 則

この規則は、平成7年10月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。